

## 御嵩町自治会支援制度一覧



令和7年度自治会長用 資料

# 自治会への支援の種類

## 1. 補助金

	名 称	担 当 課	ページ
	補助金制度の流れ		2
1	地区集会施設整備補助	住民環境課	3
2	自治会報償費	住民環境課	4
3	自治会長報償金	住民環境課	4
4	分別収集報償金	住民環境課	5
5	環境監視員報酬	住民環境課	5
6	建築物耐震診断補助	建設課	6
7	地区児童公園などの福祉施設整備補助	福祉こども課	7
8	消防防災用資機材購入・施設整備補助	総務課	8
9	自主防災組織活動補助	総務課	9
10	防犯灯の設置補助	総務課	10

## 2. 資材支給・支給物品

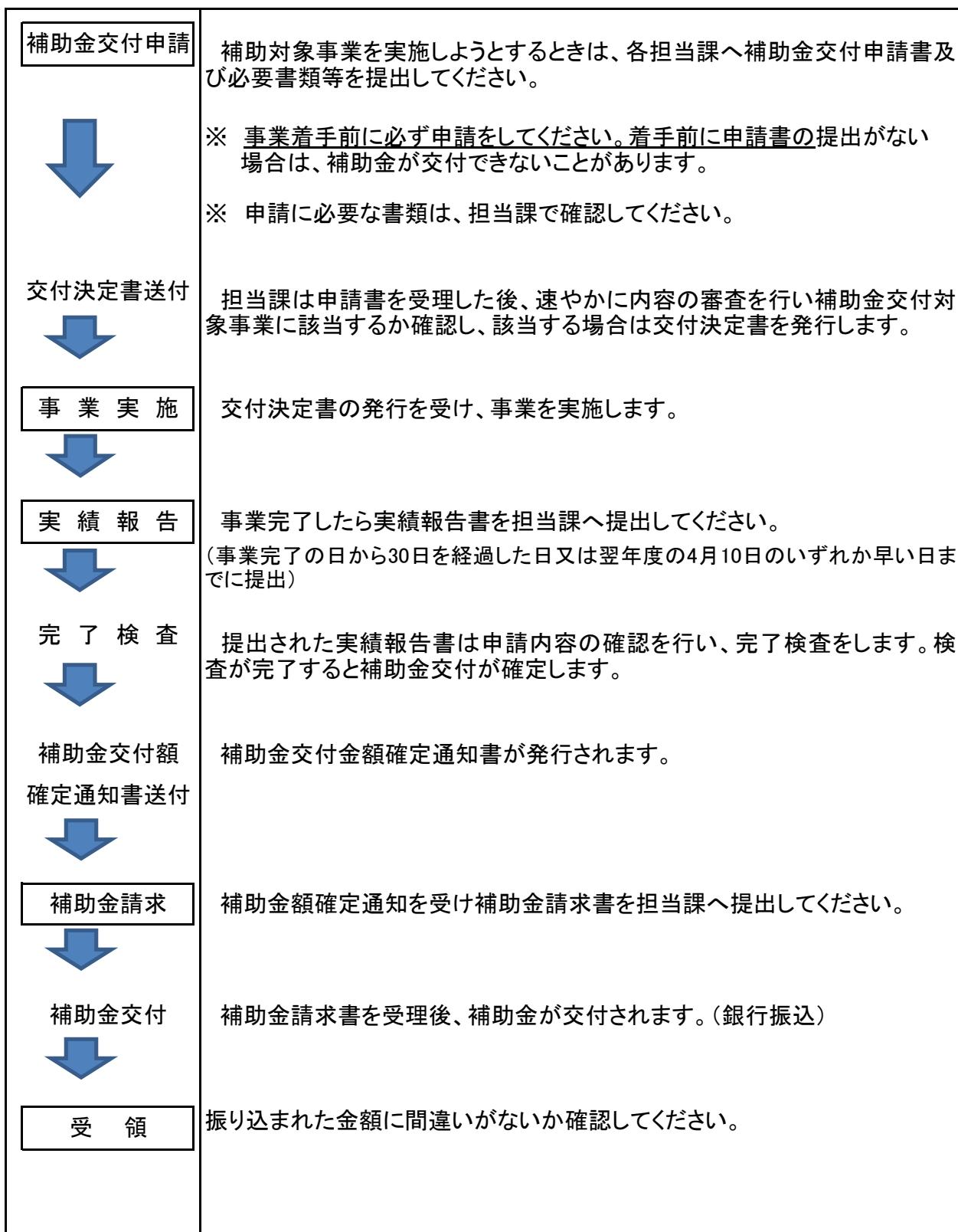
	名 称	担 当 課	ページ
11	道路・水路補修資材支援	建設課	11
	側溝清掃用具の貸出	建設課	11
12	カラス除けネットの配布	住民環境課	12
13	不法投棄防止看板の配布	住民環境課	12

## 3. その他

	名 称	担 当 課	ページ
14	社会奉仕活動等による損害補償対応	建設課	13
15	地域環境保全活動支援金交付	建設課	14
16	草刈りサポーター	住民環境課	15
17	緑化推進活動助成	農林課	16
18	ごみ清掃用ボランティア袋の配布	住民環境課	17
19	平芝エコロジーセンターへの搬入	住民環境課	17

# 補助金制度の流れ

は自治会で



1	地区集会施設整備補助
目的	地区における集会施設の建設又は改修などに必要な資金の一部を補助することにより、集会施設の整備改善を図り地域の振興に役立てる。
対象施設	自治会及び自治会内にある班など組織団体が設置し、利用・管理する公民館その他の集会場
対象経費	集会施設の建設、改修などに要する経費 ただし、次に掲げる額を控除したもの。 1 集会施設の用地の取得及び造成に要する経費 2 備品購入費 3 設計管理に要する経費・振込手数料 4 町長が特定財源と認めた額
補助額など	<p><b>【建 設】 集会施設の新築、改築及び増築</b>          補助対象経費の4分の1以内（限度額500万円）          ただし、当該集会施設の床面積が200m<sup>2</sup>を超える場合、かつ、当該自治会の戸数が150を超える場合は800万円          自治会内の組織団体が施工する事業の場合は、補助対象経費の5分の1以内（限度額250万円）          増築の場合は、増加する面積が20m<sup>2</sup>以上となるものが補助対象           ※新築の場合は前提条件として、県が実施するコミュニティ助成事業の補助金申請も一緒に提出すること。（県のコミュニティ助成補助は経費の5分の3以内／限度額1,500万円。採択されなかった場合町の補助金を使用する形）</p> <p><b>【改 修】 集会施設の改造及び修理</b>          補助対象経費の4分の1以内（限度額100万円）          補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象外</p> <p><b>【耐震補強】 集会施設の耐震補強工事</b>          補助対象経費の2分の1以内（限度額500万円）          耐震診断により倒壊または恐れがあると診断された集会施設で、災害発生時において町の認定を受けた防災リーダーを中心とした自主防災組織等の指揮により、自主的な避難所運営ができることが条件          ※改修・耐震診断を併せて行う場合は、それぞれに区分した補助率になります。</p> <p><b>【取 得】 建築物を購入し、移設することなく集会施設として使用</b>          購入費及び改修費の合計額の4分の1以内（限度額250万円）</p> <p><b>【被災集会施設】 全壊した集会施設の解体・撤去</b>          補助対象経費の2分の1以内（限度額50万円）</p>
担当	住民環境課 ふれあい住民係 内線2103

2	<b>自治会報償費</b>
目的	町行政の円滑な推進のため、自治会の自主的な協力に対して、また自治会の活動に対し町から自治会報償費を交付します。
支払い対象	自治会
申請方法	4月末までに「自治会世帯数報告書」を提出してください。 5月初旬に各自治会長へ「御嵩町自治会報償費交付決定通知書」と「交付請求書」を送付しますので、「交付請求書」に記入の上、自治会名義の通帳のコピーを添付して5月末日までにご提出ください。
金額	平等割 30,000円 世帯割 1世帯 × 1,000円(4月1日自治会加入世帯数)
支払い時期	自治会口座に6月下旬に支払い予定
担当	住民環境課 ふれあい住民係 内線2103

3	<b>自治会長報償金</b>
目的	自治会長が行政情報の伝達および地域住民からの意見収集と行政への伝達並びに調整の役割を担っていただいていることに対して「自治会長報償金」をお支払いします。
支払い対象	自治会長個人
申請方法	6月初旬に各自治会長へ「御嵩町自治会長報償費の支払いのための口座登録書」を送付します。用紙に記入の上、マイナンバーカードの表面、裏面のコピー、個人名義の通帳のコピーを添付して6月末日までにご提出ください。
金額	報償金額 ①町自治会長連絡協議会会長 30,000円 ②町自治会長連絡協議会副会長 20,000円 ③地区自治会会长 18,000円 ④地区自治会副会長 16,000円 ⑤他の自治会長 12,000円 報償金は所得税が差し引かれて振り込みされます。
支払い時期	自治会長の個人の口座に7月下旬に支払い予定
担当	住民環境課 ふれあい住民係 内線2103

2	分別収集報償金
目的	自治会の行う分別収集に対して、町から分別収集報償金を交付します。
支払い対象	自治会
申請方法	自治会報償費の手続きの時に登録した自治会口座に報償費を支払います。改めての申請手続きは必要ありません。
金額	平等割 15,000円 世帯割（4月1日自治会加入世帯数） 1～10世帯 0円 11～19世帯 500円 20～24 1,000円 25～29世帯 1,500円 30～34 2,000円 35～39世帯 2,500円 40～44 3,000円 45～49世帯 3,500円 50～54 4,000円 55～59世帯 4,500円 60～64 5,000円 65～69世帯 5,500円 70～74 6,000円 75～79世帯 6,500円 80～84 7,000円 85～89世帯 7,500円 90～94 8,000円 95～99世帯 8,500円 100～104 9,000円 105～109世帯 9,500円 110～114 10,000円 115～119世帯 10,500円 120～124 11,000円 125～129世帯 11,500円 130～134 12,000円 135～139世帯 12,500円 140～200 13,000円 201～15,000円
支払い時期	自治会口座に12月下旬に支払い予定
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106

5	環境監視員報酬
目的	環境監視員が廃棄物の不法投棄等、環境衛生に関する情報収集及び町との連絡に関することや、町内一斉清掃の実施に関することなどの役割を担っていただいていることに対し「環境監視員報酬」をお支払いします。
支払い対象	環境監視員個人
申請方法	4月開催予定の「環境監視員会」にて「口座登録書」をお渡します。用紙に記入の上、マイナンバーカードの表面、裏面のコピー、個人名義の通帳のコピーを添付して5月末日までにご提出ください。
金額	均等割 10,000円 世帯割 1世帯 × 100円  報酬は所得税が差し引かれて振り込みされます。
支払い時期	環境監視員の個人の口座に12月下旬に支払い予定
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106

6	建築物耐震診断補助
目的	地震発生時における建築物の倒壊等による災害を防止するため、耐震診断に係る費用を補助することで、建築物の耐震化を促進する。
対象施設	昭和56年5月31日以前に着工された建築物。
対象経費	<p>建築物の耐震診断に要する費用。ただし、次の方法により算出した額を限度とする。</p> <p>(ア)面積1,000m<sup>2</sup>以内の部分:3,670円／m<sup>2</sup>以内            (イ)面積1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内の部分:1,570円／m<sup>2</sup>以内            (ウ)面積2,000m<sup>2</sup>を超える部分:1,050円／m<sup>2</sup></p>
補助額など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区集会所が対象施設に該当する場合は補助金の活用が可能です。</li> <li>○補助金額は対象経費の3分の2以内です。</li> <li>○設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として当該額に加算されます。</li> </ul>
担当	建設課 都市計画係 内線2165

7	地区児童公園などの福祉施設整備補助
目的	地区の児童公園など福祉施設の設置、整備又は児童公園等福祉施設に設置してある遊具の撤去に必要な資金の一部を補助することにより、地域福祉の向上に役立てる。
対象施設	○自治会が設置し、利用及び管理する児童公園 ○その他の公園的福祉施設で、その地区的児童福祉 その他の集団福祉活動に使われる施設
対象経費	児童公園など福祉施設の設置、整備又は児童公園等福祉施設に設置してある遊具の撤去に要する経費  ただし、次に掲げる額を控除したもの。  1 施設の用地の取得及び造成に要する経費 2 福祉活動のための屋外遊具、用具及び利用設備、保安設備など地上構造物以外の一般的施設、設備、備品購入などに要する経費 3 町長が特定財源と認めた額
補助額など	<b>【建 設】（公園の新設）</b>  補助対象経費の2分の1以内（限度額30万円）  1箇所に要する土地の利用面積は、300m <sup>2</sup> 以上となるもの。  補助対象経費が5万円未満の場合は補助しません。  <b>【整 備】（遊具の増設・改修など）</b>  補助対象経費の2分の1以内（限度額10万円）  補助対象経費が2万円未満の場合及び維持・管理に要する経費は補助しません。  <b>【撤 去】（遊具の撤去）</b>  補助対象経費の2分の1以内（限度額10万円）  補助対象経費が2万円未満の場合は補助しません。
担当	福祉こども課 子育て応援係 内線2125

8	<b>消防防災用資機材購入・施設整備補助</b>
目的	自主防災組織が保有し、又は管理する消防防災用資材及び施設の整備のために必要な経費の一部を補助し、地域防災の強化を図る。
対象施設	消火、救助、避難など消防防災活動に必要な機械器具、用品のうち、町長が認めたもの及び消防防災用資機材を常時保管する建築物
対象経費	消防防災用資機材の修理費、新規購入費及び防災倉庫の建設費
補助額など	<p><b>【資機材の修理・購入】</b></p> <p>補助対象経費の2分の1以内(限度額25万円)            ※補助対象とならない物品もありますので、事前にご相談ください。</p> <p><b>【防災倉庫の建設】</b></p> <p>補助対象経費の2分の1以内(限度額50万円)</p> <p>※土地代金は補助対象経費に含みません。</p>
担当	総務課 防災安全係 内線2206

9	自主防災組織活動補助
目的	地域での防火や防災意識の向上を図る。
対象団体	消防防災活動を目的に、自治会(1又は複数)を単位として 自主的に組織した自主防災組織
対象経費	自主防災組織の活動運営に要する経費
補助額	活動経費以内で限度額2万円 ただし、車両所有の場合は車検時に5万円
担当	総務課 防災安全係 内線2206

10	防犯灯の設置補助
目的	必要な箇所にLED防犯灯を設置することについて、補助金を交付し、事故や犯罪のない明るい町づくりを図る。
対象施設	自治会又は複数の自治連合会が自主的に設置し、維持管理する照明灯で、町長が防犯灯として認めたもの。
対象経費	<p>① 取り付け箇所は、電柱など耐久力のあるものとし、かつ、街の美観をそこなわないもの。  ② 電気工事士法に規定する電気工事士免状を有するものが工事施工にあたったもの。</p> <p>以上の条件を満たす防犯灯の設置工事に要する経費。  ※修繕は対象外となります。</p>
補助額など	<p><b>【既設施設に設置する場合】</b></p> <p>LED式1基につき設置事業に係る工事費用の4分の3または2万5千円の限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p><b>【専用柱により設置する場合】</b></p> <p>LED式1基につき設置事業に係る工事費用の4分の3または3万5千円の限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>・補助額に千円未満の端数が生じたとき、端数は切り捨て</p> <p>※この補助金を受けて設置したLED防犯灯は、設置場所の移動  または廃灯を行う場合、「防犯灯設置場所変更(廃止)承認申請書」の提出をお願いします。</p> <p>※この補助金を受けて設置した防犯灯の維持管理費及び電気料は、補助を受けて設置した者の負担とします。</p>
担当	総務課 防災安全係 内線2207

11	道路・水路補修資材支援
目的	自治会が実施する道路・水路の補修に使用する資材を支給し、自治会が主体的におこなう地域の道づくりや川づくりを支援する。
支給資材	道路や水路の維持・補修に必要な資材や重機
対象	自治会内の道路・水路を、自治会で補修、維持する場合に予算の範囲内で支給。ただし、農業用施設は除く。
内容	<p>○道(町道・赤道)の維持補修には… 碎石やU字溝・アスファルト・コンクリート蓋などの資材を支給します。</p> <p>○普通河川(一級河川以外の川・水路)の維持補修には… 碎石・U字溝・コンクリートなどや土砂浚渫などに使用する重機(バックホウ・ダンプトラックなど運転手付)を準備します。</p>
担当	建設課 土木係 内線2161・2162

12	側溝清掃用具の貸出
目的	自治会の側溝清掃を行うための清掃用具の貸出を行っています。
支援対象	自治会
貸出物品	貸出物品:側溝蓋脱着機、カンツール、スコップ
申請方法	建設課で貸出します。「物品借用申請書」をご提出ください。 利用の前日(利用が土日・祝日の場合は役場が開庁している日)に来庁ください。貸出物品をお渡します。 ・貸出物品を利用後、3日以内に役場へご返却ください。
備考	※使用中・貸出中は在庫がない場合がありますので、事前にお電話などで借用が可能かご確認ください。 ※使用した貸出物品はきれいに洗ってご返却ください。
担当	建設課 土木係 内線2161・2162

12	カラス除けネットの配布
目的	自治会が管理しているごみ集積所に設置する、カラスや猫、風によるごみの散乱を防止するためのネットを配布します。
支給対象	自治会
支給方法	自治会長または環境監視員が申請ください。ネットは住民環境課にて配布します。在庫がない場合がありますので、事前にお電話などでご確認ください。  ※受け取り時に物品受領書に受取自治会・役職名・ネットの個数などを記入いただきます。
備考	※自治会で使用している集積所に限り配布します。  ※カラス除けネットの管理(設置、交換、収集後の整理など)は自治会でお願いします。使えなくなったカラス除けネットは燃えないごみとして廃棄してください。
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106

13	不法投棄防止看板
目的	不法投棄の防止を啓発する看板を配布します。
支給対象	自治会
支給方法	自治会長または環境監視員が申請ください。看板は住民環境課にて配布します。在庫がない場合がありますので、事前にお電話などでご確認ください。  ※受け取り時に物品受領書に受取自治会・役職名・看板の個数などを記入いただきます。
備考	※看板の設置場所の確保(私有地の場合は所有者の許諾)をしてから設置してください。  ※看板の設置、管理、廃棄等は自治会でお願いします。
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106

14	社会奉仕活動等による損害補償対応
目的	地域住民(自治会等)による町道等の清掃(草刈り等)の活動により発生した不慮の事故による損害補償対応を行う。
対象活動	地域住民(自治会等)※が団体で実施する社会奉仕活動 1. 無報酬で行われること 2. 労力の提供がなされること 3. 町の管理下で行われること(活動参加者が名簿確認できること)  ※水利組合等が実施する水路の清掃等は対象にならない
対象施設	町道、赤道、普通河川、水路(農業用施設は除く)
提出書類	届出書 各自治会及び各班または組単位とし、実施日の7日前までに代表者が届け出ること。  確認書 事故が発生した場合は事実を確認した報告を行うこと。
補償内容	○保険金額  全国町村会総合賠償補償保険制度を適用となった場合  (1)死亡保障保険金額 1名につき 200万円～500万円 (2)後遺障害補償保険金額 1名につき 8万円～500万円 (3)入院医療補償保険金額 入院日数に応じ 2万円～30万円 (4)通院医療補償保険金額 通院日数に応じ 0.5万円～12万円   ※入院医療と通院医療の両方の支払いはできないため、どちらかを選択  ※物損事故(草刈り時の飛び石等)については、保険適用外
担当	建設課 都市計画係 内線2164

16	地域環境保全活動支援金交付																								
目的	町が管理する道路又は河川の草刈りや美化活動を行うボランティア団体を「みたけロードソーター」に認定し、活動を支援する。																								
認定要件	2人以上(うち1人以上は成人を含む。)で構成する団体																								
活動内容	町が管理する道路又は河川(農林業施設を除く。)の法面等における <b>300m<sup>2</sup>以上</b> の除草とごみ拾い(年度内に3回以上実施)  ※ごみ拾いのみの活動は認められません。																								
支援金の額	<p>活動実績に応じて下記のとおり支援金を交付します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>活動(除草)面積</th> <th>支援金額</th> <th>活動(除草)面積</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>~</td> <td>3 万円</td> <td>1,701 m<sup>2</sup>~</td> <td>5.5 万円</td> </tr> <tr> <td>501 m<sup>2</sup>~</td> <td>3.5 万円</td> <td>2,001 m<sup>2</sup>~</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>801 m<sup>2</sup>~</td> <td>4 万円</td> <td>2,501 m<sup>2</sup>~</td> <td>6.5 万円</td> </tr> <tr> <td>1,101 m<sup>2</sup>~</td> <td>4.5 万円</td> <td>3,001 m<sup>2</sup>~</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>1,401 m<sup>2</sup>~</td> <td>5 万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※事前に団体登録が必要です。</p> <p>※支援金の交付は、年1回限りです。</p>	活動(除草)面積	支援金額	活動(除草)面積	支援金額	300 m <sup>2</sup> ~	3 万円	1,701 m <sup>2</sup> ~	5.5 万円	501 m <sup>2</sup> ~	3.5 万円	2,001 m <sup>2</sup> ~	6 万円	801 m <sup>2</sup> ~	4 万円	2,501 m <sup>2</sup> ~	6.5 万円	1,101 m <sup>2</sup> ~	4.5 万円	3,001 m <sup>2</sup> ~	7 万円	1,401 m <sup>2</sup> ~	5 万円		
活動(除草)面積	支援金額	活動(除草)面積	支援金額																						
300 m <sup>2</sup> ~	3 万円	1,701 m <sup>2</sup> ~	5.5 万円																						
501 m <sup>2</sup> ~	3.5 万円	2,001 m <sup>2</sup> ~	6 万円																						
801 m <sup>2</sup> ~	4 万円	2,501 m <sup>2</sup> ~	6.5 万円																						
1,101 m <sup>2</sup> ~	4.5 万円	3,001 m <sup>2</sup> ~	7 万円																						
1,401 m <sup>2</sup> ~	5 万円																								
担当	建設課 都市計画係 内線2164																								

17	みたけ草刈りサポーター	
目的	町が所有する公共の場所の草刈り活動を行うボランティア団体や個人を「みたけ草刈りサポーター」に認定し、活動を支援する。	
	団体	個人
認定要件	成人を含む2人以上で活動する団体	1人で活動する成人
活動内容	①町が指定する公共の場所の草刈り ②1回あたり300m <sup>2</sup> 以上の草刈りを同一年度に同一箇所で3回以上行うもの	①町が指定する公共の場所の草刈り ②1回あたり30分以上の草刈りを行うもの
支援金の額	草刈りの面積に応じて 3～7万円	・草刈り時間30分につき1ポイント付与 ・1ポイント=200円として上限年1万円
注意事項	※各年度の活動前に団体登録が必要です。 ※支援金の交付は、年1回限りです。 ※団体サポーターは活動にあたっての損害保険及び賠償責任保険の加入は各団体で行っていただく必要があります。	※事前に登録が必要です。 ※個人サポーターは活動にあたっての損害保険及び賠償責任保険への加入は町が行います。
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106	

17	緑化推進活動助成
目的	苗木を植樹することにより、町内緑化推進に関わる活動を助成します。
対象地	町内にある公共用地
対象経費	苗木(緑化木)代及び苗木固定用の支柱等の費用
助成金など	1団体あたり税込みで5万円まで  年間3~5団体  緑化推進活動助成事業交付申請書を活動実施日の15日前 までに提出
担当	農林課森づくり係(御嵩町緑化推進委員会) 内線2144

18	ごみ清掃用ボランティア袋の配布
目的	まちの環境美化のため自治会やボランティア団体が行うごみ拾いなどの活動に対しボランティア袋を配布します。
支給対象	自治会員・ボランティア団体・ボランティアを行う個人
支給方法	住民環境課にて配布します。窓口で使用予定数をお伝えください。
備考	※通常の家庭ごみと同様には回収できません。集めたごみは御嵩町役場へお持ちください。
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106

19	平芝エコロジーセンターへのごみ等の搬入
目的	町有地及び公共の場所の自発的な清掃活動にて生じた刈草、木・枝、道路側溝の泥、不法投棄されていたごみなどを搬入できます。
支援対象	自治会・地域のボランティア団体など
申請方法	<p>①利用の1週間前までに住民環境課に「御嵩町平芝エコロジーセンター利用申請書」をご提出ください。許可・不許可をお電話にてご連絡させていただきます。</p> <p>②役場へ来庁された際に、エコロジーセンターの鍵と利用許可書をお渡しします。</p> <p>③利用後、鍵を3日以内に役場へご返却ください。</p> <p>※5月の第2日曜日に行われる町内一斉の時はエコロジーセンターの利用申請は不要です。</p>
備考	<p>※搬入の時間は、1時間程度をお願いします。</p> <p>※公共用地からの草、町内清掃から出たごみに限ります。</p> <p>※ごみは分別してください。</p> <p>※木・枝も受け入れできますが、草と木・枝は分けてください。</p>
担当	住民環境課 環境整備係 内線2105・2106